

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山県は、精神障害者保健福祉手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富山県知事

公表日

令和8年2月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳交付事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、同法に定める精神上の障害がある方へ精神障害者保健福祉手帳を交付し、交付台帳を管理している。特定個人ファイルは次の事務に使用する。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)受給者証交付事務システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)受給者証交付事務システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の14の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の10、14、16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108及び116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号チ、同条第5号、同条第6号ヘ、同条第8号チ、第20条第2号ロ、同条第6号、第21条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号、第22条第1号ロ、同条第2号から同条第11号まで、第28条第1号ロ、同条第2号から同条第10号まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号ロ、第42条第2号、第43条の4第1号ロ、同条第2号、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号ロ、第55条第1号チ、同条第5号ホ、同条第9号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から第4号まで (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法別表第二の25の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	富山県厚生部健康対策室健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富山県経営管理部法務文書課情報公開係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話076-444-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富山県厚生部健康対策室健康課精神保健福祉担当 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話 076-444-3223
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人未満 (任意実施) <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上 <input type="checkbox"/> 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> 発生あり <input type="checkbox"/> 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者や代理人からマイナンバーの提供を受けたものについては記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は静脈認証及びパスワード認証により限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月27日	所属長	課長 太田 浩男	参事・課長 助野 吉昭	事後	
平成29年6月27日	対象人数	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
平成29年6月27日	取扱者数	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
平成30年6月20日	所属長	参事・課長 助野 吉昭	課長	事後	
平成30年6月20日	法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7項 別表第二の16、27、28、	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7項 別表第二の10、14、16、	事後	
平成30年6月20日	対象人数	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
平成30年6月20日	取扱者数	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
令和1年5月21日	評価書名	精神保健福祉手帳の交付等に関する事務 基礎項目評価書	精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和1年5月21日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	富山県は、精神保健福祉手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、	富山県は、精神障害者保健福祉手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあ	事後	
令和1年5月21日	事務の名称	精神保健福祉手帳交付事務	精神障害者保健福祉手帳交付事務	事後	
令和1年5月21日	対象人数	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年5月21日	取扱者数	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年5月21日	IV リスク対策		新様式への変更(IV リスク対策を追加)	事後	
令和2年6月29日	対象人数	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年6月29日	取扱者数	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和3年7月1日	評価実施機関における担当部署	富山県厚生部健康課	富山県厚生部健康対策室健康課	事後	
令和3年7月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	富山県経営管理部文書総務課情報公関係	富山県経営管理部総務課情報公関係	事後	
令和3年7月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	富山県厚生部健康課精神保健福祉係	富山県厚生部健康対策室健康課精神保健福祉担当	事後	
令和3年7月1日	対象人数	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年7月1日	取扱者数	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和8年2月3日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	富山県経営管理部総務課情報公関係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号	富山県経営管理部法務文書課情報公関係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号	事後	
令和8年2月3日	対象人数	令和3年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	
令和8年2月3日	取扱者数	令和3年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	
令和8年2月3日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登	事後	評価書様式の更新に伴い新設
令和8年2月3日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考え		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	評価書様式の更新に伴い新設